## 議第29号

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成28年呉市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に,下線で示すように改正する。

(児童福祉施設と非常災害)	
	(児童福祉施設と非常災害)
第6条 略	第6条 略
	_(安全計画の策定等)_
	第6条の2 児童福祉施設(助産施設を除
	く。以下この条及び次条において同
	じ。)は、児童の安全の確保を図るた
	め、当該児童福祉施設の設備の安全点
	検,職員,児童等に対する施設外での活
	動、取組等を含めた児童福祉施設での生
	活その他の日常生活における安全に関す
	る指導,職員の研修及び訓練その他児童
	福祉施設における安全に関する事項につ
	いての計画(以下この条において「安全
	計画」という。)を策定し、当該安全部
	画に従い必要な措置を講じなければなら
	<u>たい。</u>
	2 児童福祉施設は,職員に対し,安全記
	画について周知するとともに, 前項の荷
	<u>修及び訓練を定期的に実施しなければた</u>
	<u>らない。</u>
	3 保育所は、児童の安全の確保に関して
	保護者との連携が図られるよう、保護者
	に対し,安全計画に基づく取組の内容等
	について周知しなければならない。
	4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の
	見直しを行い,必要に応じて安全計画の 変更を行うものとする。

(他の社会福祉施設を併せて設置すると きの設備及び職員の基準)

第9条 児童福祉施設は、他の社会福祉施第9条 児童福祉施設は、他の社会福祉施 設を併せて設置するときは、必要に応じ 当該児童福祉施設の設備及び職員の一部 を併せて設置する他の社会福祉施設の設 備及び職員に兼ねることができる。ただ し,入所者等の居室及びそれぞれの施設 に特有の設備並びに入所者等の保護又は 援助に直接従事する職員については,こ の限りでない。

(虐待等の禁止)

第11条 略

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第6条の3 児童福祉施設は、児童の施設 外での活動, 取組等のための移動その他 の児童の移動のために自動車を運行する ときは、児童の乗車及び降車の際に、点 呼その他の児童の所在を確実に把握する ことができる方法により, 児童の所在を 確認しなければならない。
- 2 保育所は、児童の送迎を目的とした自 動車(運転者席及びこれと並列の座席並 びにこれらより一つ後方に備えられた前 向きの座席以外の座席を有しないものそ の他利用の態様を勘案してこれと同程度 に児童の見落としのおそれが少ないと認 められるものを除く。)を日常的に運行 するときは、当該自動車にブザーその他 の車内の児童の見落としを防止する装置 を備え,これを用いて前項に定める所在 の確認 (児童の降車の際に限る。)を行 わなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置すると きの設備及び職員の基準)

- 設を併せて設置するときは,必要に応じ 当該児童福祉施設の設備及び職員の一部 を併せて設置する他の社会福祉施設の設 備及び職員に兼ねることができる。
- 2 前項の規定は,入所者等の居室及び各 施設に特有の設備並びに入所者等の保護 に直接従事する職員については,適用し ない。ただし、保育所の設備及び職員に ついては, その行う保育に支障がない場 合は,この限りでない。

(虐待等の禁止)

第11条 略

(業務継続計画の策定等)

- 第11条の2 児童福祉施設は,感染症や 非常災害の発生時において, 利用者に対 する支援の提供を継続的に実施し,及び 非常時の体制で早期の業務再開を図るた めの計画(以下この条において「業務継 続計画」という。)を策定し、当該業務 継続計画に従い必要な措置を講ずるよう 努めなければならない。
- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継 続計画について周知するとともに,必要 な研修及び訓練を定期的に実施するよう <u>努めなけ</u>ればならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計 画の見直しを行い, 必要に応じて業務継 続計画の変更を行うよう努めるものとす る。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第12条 児童福祉施設の長は、入所中の第12条 削除 児童等(法第33条の7に規定する児童 等をいう。以下この条において同じ。) に対し法第47条第1項本文の規定によ り親権を行う場合であって懲戒するとき 又は同条第3項の規定により懲戒に関し その児童等の福祉のために必要な措置を 採るときは、身体的苦痛を与え、人格を 辱める等その権限を濫用してはならな い。

(衛生管理等)

## 第13条 略

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設に 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設に まん延しないように必要な措置を講ずる よう努めなければならない。

3 • 4 略 付 則 (保育所に関する経過措置)

(衛生管理等)

## 第13条 略

- おいて感染症又は食中毒が発生し、又は おいて感染症又は食中毒が発生し、又は まん延しないように,職員に対し,感染 症及び食中毒の予防及びまん延の防止の ための研修並びに感染症の予防及びまん 延の防止のための訓練を定期的に実施す <u>る</u>よう努めなければならない。
  - 3 4 略 付 則 (保育所に関する経過措置)

第4条 <u>乳児4人以上を入所させる保育所</u> <u>に係る</u>第35条第2項に規定する保育士 の数の算定については、当分の間、当該 保育所に勤務する保健師、看護師又は准 看護師を、一人に限って、保育士とみな すことができる。

第35条第2項に規定する保育士 の数の算定については、当分の間、当該 保育所に勤務する保健師、看護師又は准 看護師 <u>(以下この項において「保健師</u> 等」という。)を、一人に限って、保育 士とみなすことができる。ただし、乳児

3 4 宋 第 3 5 宋 第 2 頃に規定する保育工の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師 (以下この項において「保健師等」という。)を、一人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が 4 人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育を行うに当たって当該保育所の保育生による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間,この条例による改正後の呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第6条の2(保育所に係るものを除く。)の規定の適用については,同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

第3条 新条例第6条の3第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下この条において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

## (提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い, 所要の規定の整備をするため, この条例案を提出する。